

固定資産税の縦覧・閲覧制度

平成 30 年度固定資産の土地・家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧制度は、納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを確認できるよう、土地・家屋価格等の縦覧帳簿を見ることができる制度です。期間中は無料で縦覧することができますのでご利用ください。

- 縦覧期間 4月1日から5月1日（ただし、土・日・祝日を除く）
- 時 間 午前8時15分から午後5時00分まで
- 場 所 窓口税務課課税係（本庁1階）
- 内 容 土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・評価額）
家屋価格等縦覧帳簿（所在・種類・構造・床面積・評価額）
- 対 象 者 納税義務者・同居の親族・納税管理人および前記の代理人
- 持 ち 物 免許証など本人確認ができるもの、委任状（代理人）
- 手 数 料 無料
- そ の 他 縦覧帳簿のコピーはできません。非課税または免税点未満の土地、家屋対象外および納税義務がない方は縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が、自己資産について固定資産課税台帳（土地・家屋名寄帳）に記載された内容を確認することができる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。なお、納税通知書の際に、「課税明細書」を一緒に送りしていますので、課税明細書でも課税台帳に登録された内容を確認することができます。

- 閲覧期間 4月1日から翌年3月31日（ただし、土・日・祝日を除く）
- 時 間 午前8時15分から午後5時00分まで
- 場 所 窓口税務課課税係（本庁1階）
- 対 象 者 納税義務者・同居の親族・納税管理人・借地人または借家人および前記の代理人
- 持 ち 物 免許証など本人確認ができるもの、委任状（代理人）、賃貸借契約書（借地人または借家人）
- 手 数 料 縦覧期間中（4月1日から5月1日）は課税台帳のコピーを1枚20円で交付していますが、それ以外の期間は（一名義人200円）です。
- そ の 他 借地人または借家人等の閲覧は、該当する物件だけの閲覧となります。

<問合せ> 窓口税務課課税係 電話：0558-52-1113